

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1

## 規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第44号

#### 高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「別記第4号様式」を「高知県税務総合システムによる様式（以下「システム様式」という。）」に改め、同号イ中「から別記第5号様式の3まで」を「及びシステム様式」に改め、同号ウ中「別記第6号様式及び別記第6号様式の2」を「別記第6号様式の2及びシステム様式」に改め、同号エ中「別記第6号様式の8まで」を「別記第6号様式の8まで及びシステム様式」に改め、同号ク中「から別記第10号様式の4まで」を「及び別記第10号様式の2並びにシステム様式」に改め、同条第2号中「から別記第11号様式の8まで」を「及びシステム様式」に改め、同条第3号中「別記第12号様式の1から別記第12号様式の9まで」を「別記第12号様式の3から別記第12号様式の7まで及びシステム様式」に改める。

第9条を削る。

第9条の2の見出しを「（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の通知書等）」に改め、同条第1項中「第15条第1項から第3項まで」を「第15条第1項、第2項又は第4項」に、「徴収猶予又は期間の延長」を「徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長」に、「徴収猶予整理簿に登記し、かつ、別記第17号様式による徴収猶予（期間延長）通知書により当該申請者に通知しなければ」を「徴収の猶予整理簿に登記しなければ」に改め、同条第3項中「第15条の3第1項」を「第15条の3第3項」に、「徴収猶予を取り消したときは、別記第18号様式による徴収猶予取消し通知書により当該納税者又は特別徴収義務者に通知しなければ」を「当該徴収の猶予の取消しを受けた者に対して通知をする場合は、システム様式による通知書によってしなければ」に改

め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「第15条第4項後段」を「第15条の2の2第2項」に、「申請者」を「当該申請書を提出した者」に、「別記第17号様式の2」を「別記第17号様式の3」による徴収の猶予（期間の延長）否認通知書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加え、同条を第9条とする。

2 条例第13条第1項の規定による通知は、システム様式による通知書によってしなければならない。

3 条例第13条第2項の規定による通知は、別記第17号様式による徴収（換価）の猶予納付（納入）計画変更通知書によってしなければならない。

4 県税事務所長は、法第15条の2第8項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請が取り下げられたとみなされたときは、別記第17号様式の2による徴収の猶予（期間の延長）申請みなし取下げ通知書により当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

第9条の3を削る。  
第9条の4の見出しを「（差押え解除の申請書）」に改め、同条中「第15条の規定により徴収猶予」を「第15条第1項又は第2項の規定により徴収の猶予」に、「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に、「その猶予に係る徴収金につき」を「当該徴収の猶予に係る徴収金について」に改め、同条第1号中「県税に係る年度及び事業年度、期別又は月別、税目並びに税額」を「年月日」に改め、同条第2号中「差押え」を「徴収の猶予」に改め、「及びその物件の名称、数量、性質及び所在」を削り、同条第3号中「物件」を「財産」に改め、同条を第9条の2とする。

第10条の見出しを「（換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の通知書等）」に改め、同条第1項中「又は同条第3項において準用する法第15条第3項」を「若しくは第15条の6第1項又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項若しくは法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項」に、「その期間」を「換価の猶予期間」に、「登記し、かつ、別記第17号様式の3による換価の猶予通知書により当該滞納者に通知しなければ」を「登記しなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「第15条の6第1項」を「第15条の5の3第2項又は第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項」に、「換価の猶予を取り消したときは、別記第18号様式の2による換価の猶予取消し通知書により当該滞納者に通知しなければ」を「当該換価の猶予の取消しを受けた者に対して通知をする場合は、システム様式による通知書によってしなければ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 条例第15条第2項又は第18条第1項の規定による通知は、システム様式による通知書によってしなければならない。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

3 条例第15条第3項又は第18条第2項の規定による通知は、別記第17号様式による徴収（換価）の猶予納付（納入）計画変更通知書によってしなければならない。

4 県税事務所長は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の規定により申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長の申請が取り下げられたとみなされたときは、別記第18号様式による申請による換価の猶予（期間の延長）申請みなし取下げ通知書により当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

5 県税事務所長は、法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2の2第2項の規定により当該申請書を提出した者に対して通知をする場合は、別記第18号様式の2による申請による換価の猶予（期間の延長）否認通知書によってなければならない。

第11条第1項中「別記第22号様式による滞納処分の執行の停止通知書」を「システム様式による通知書」に改め、同条第2項中「別記第22号様式の2による滞納処分の執行の停止取消し通知書」を「システム様式による通知書」に改める。

第12条第1項中「第15条若しくは第15条の5」を「第15条第1項若しくは第2項、第15条の5第1項若しくは第15条の6第1項」に、「若しくは換価の猶予」を「職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予」に改め、同条第2項中「別記第22号様式の4」を「別記第22号様式の4による保全担保提供命令書」に改め、同条第3項中「別記第22号様式の5」を「別記第22号様式の5による保全担保に係る抵当権設定通知書」に改める。

第18条第1項中「別記第24号様式」を「システム様式」に改め、同条第3項中「別記第25号様式及び別記第25号様式の2」を「システム様式」に改める。

第22条中「別記第29号様式から別記第29号様式の3まで」を「システム様式」に改める。

第27条第1項中「別記第36号様式の不納欠損処分調査及び別記第36号様式の2の」を「システム様式による不納欠損処分調査及び」に改め、同条第2項中「別記第36号様式の3の」を「システム様式による」に改める。

第28条第1項中「別記第38号様式」を「システム様式」に改める。

第30条の2中「別記第42号様式の2」を「システム様式」に改める。

第35条第2項中「別記第54号様式」を「システム様式による通知書」に改める。

第36条第1項中「別記第56号様式」を「システム様式による通知書」に改め、同条第2項中「別記第54号様式」を「システム様式による通知書」に改める。

第38条中「別記第58号様式」を「システム様式による通知書」に改める。

第43条第5号中「別記第54号様式」を「システム様式」に改める。

第45条中「、別記第69号様式の3又は別記第69号様式の4」を「若しくは別記第69号様式の3又はシステム様式」に改める。

第48条第2項中「別記第74号様式」を「システム様式による通知書」に改める。

第49条第2項中「別記第77号様式による不動産取得税徴収猶予決定通知書」を「システム様式による通知書」に改め、同条第3項中「別記第78号様式による不動産取得税徴収猶予取消し通知書」を「システム様式による通知書」に改める。

第72条の4第2号中「別記第113号様式」を「システム様式」に改め、同条第5号中「別記第117号様式」を「システム様式」に改める。

第72条の7第2項中「第9条の2」を「第9条」に改め、同項ただし書中「別記第118号様式の9」を「システム様式」に改める。

第75条中「別記第120号様式」を「システム様式による通知書」に改める。

第77条の2第3項中「別記第123号様式の3による決定通知書」を「システム様式による通知書」に改める。

第78条中「別記第125号様式」を「システム様式」に改める。

第79条中「別記第126号様式」を「システム様式」に改める。

第79条の2中「別記第127号様式による決定通知書」を「システム様式による通知書」に改める。

第92条の2中「別記第165号様式の1又は別記第165号様式の1の2」を「別記第165号様式又はシステム様式に」に、「別記第165号様式の2」を「システム様式」に改める。

第95条中「別記第167号様式」を「システム様式」に改める。  
付則第6項及び第7項を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

**第3号様式及び第4号様式 削除**

別記第5号様式の2及び別記第5号様式の3を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

**第6号様式 削除**

別記第6号様式の2中「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」を削る。

別記第6号様式の4の2を削る。

別記第6号様式の5及び別記第6号様式の6中「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」を削る。

別記第6号様式の7を次のように改める。

**第6号様式の7 削除**

別記第6号様式の8及び別記第6号様式の9中「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」を削る。

別記第8号様式を次のように改める。

**第8号様式**（第5条関係）

年 月 日

住所  
(所在地)

氏名  
(名称)

様

県税事務所長 印

納額告知書

下記金額を、別紙納付書により最寄りの納付の場所へ納めてください。

記

請求の根拠となった法律及び条例の規定	地方税法第 条 高知県税条例第 条
種 別	
金 額	
納 期 限	
納期限までに納付しなかった場合の措置	
審査請求及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

別記第9号様式の9及び別記第9号様式の10を次のように改める。

**第9号様式の9**（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 納税管理人不要認定通知書

年 月 日付けで申請のあったうえのことについては、下記のとおり認定します。

## 記

- 1 納税管理人については、定めることを要しません（要します）。
- 2 次の理由により、徴収の確保に支障がない（ある）ことを認定します。  
（理由）

## （審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**第9号様式の10**（第5条関係）第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 納税管理人不要認定取消し通知書

年 月 日付け 第 号でしました認定については、下記のとおり取り消します。

## 記

- 1 納税管理人については、定めることを要します。
- 2 次の理由により、徴収の確保に支障が生ずると認めます。  
(理由)

## (審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第10号様式の3及び別記第10号様式の4を削る。  
別記第11号様式を次のように改める。

## 第11号様式（第5条関係）

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称） 様

高知県知事 印

## 納税通知書

下記税額を別紙納付書により、最寄りの納付の場所へ納期限までに納めてください。

## 記

根拠条文	地方税法第 高知県税条例第	条 条	税目	
年度期別			課税標準額	
課税番号			税率	
納期限			税額	
納付の場所				
納期限までに納付し なかった場合の措置				
審査請求及び取消 訴訟に関する教示	<p>1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限る、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			
備 考				

別記第11号様式の2から別記第11号様式の8までを削る。

別記第12号様式の1の2から別記第12号様式の1の7までを削り、別記第12号様式の1を別記第12号様式とし、同様式及び別記第12号様式の2を次のように改める。

## 第12号様式及び第12号様式の2 削除

別記第12号様式の3から別記第12号様式の4まで及び別記第12号様式の7中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第12号様式の8及び別記第12号様式の9を削る。

別記第13号様式の2を次のように改める。

## 第13号様式の2（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 相続人の代表者の指定通知書

下記のとおり相続人の代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第2項の規定により通知します。

## 記

被相続人	氏名			
	死亡時の住（居）所			
相続人	氏名		続柄	
	住（居）所			
	氏名		続柄	
	住（居）所			
	氏名		続柄	
	住（居）所			
代表者	氏名			
	住（居）所			

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第13号様式の3及び別記第13号様式の4中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第13号様式の6から別記第14号様式の2までを次のように改める。

## 第13号様式の6（第7条の3関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除決定通知書

年 月 日付けで申告のありました売主に対する自動車税の第二次納税義務に係る納付義務の免除については、下記のとおり決定しました。

## 記

自動車売主の住所・氏名（名称）			
自動車買主の住所・氏名（名称）			
登録番号		主たる定置場	
決定理由	地方税法第11条の9第2項の規定に該当しないため第二次納税義務に係る納付義務を免除する。免除できない。		
事由発生年月日	年	月	日
免除する年度	年度	免除する税額	円

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
 

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 第14号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 期限延長通知書

年 月 日付けで提出のありました期限延長申請については、下記のとおり期限を延長します。

## 記

期限を延長する書類名	延長する期限

注 申告納付（入）の場合は、申告書の提出期限を延長したことによって、納期限も申告書の延長提出期限まで延長したことになります。

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
 

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**第14号様式の2**（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

納期限延長告知書

高知県税条例第 条の規定により、下記のとおり納期限を延長しましたので、別紙納入書（納付書）により期限までに納入（納付）してください。

記

年度	期（月）別	税目	納期限	延長納期限	税額	摘要
年度	第 期分 （ 月分）					

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第15号様式の2の2から別記第15号様式の5までを次のように改める。



**第15号様式の2の2** (第8条の3関係)

第 号  
年 月 日

(執行機関名)

様

県税事務所長 印

強制換価の場合の県たばこ税の徴収通知書

貴庁(所・殿)で強制換価手続に付されている下記のたばこについては、地方税法第13条の3第1項の規定により、売却代金のうちから下記の県たばこ税を徴収します。

記

納税者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
強制換価手続に付されているたばこ及び税額	たばこの品目	課税標準数量①	税率②	税額①×②
		本	1,000	円
			1,000	
			1,000	
			1,000	
執行機関名		差押え年月日 又は事件名	年 月 日	

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 1 この通知書は、地方税法第13条の3第1項の規定に該当する場合において、同条第2項の規定に基づいて執行機関に通知するために使用し、通知先執行機関の差押調書(謄本)又は事件名の異なるものごとに別紙とすること。  
2 「たばこの品目」欄には、強制換価手続が行われているたばこの品目、所在等を記載すること。  
3 「執行機関名」欄には、通知先の執行機関名を記載すること。  
4 「差押え年月日又は事件名」欄には、強制換価手続が滞納処分(その例による処分を含む。)の場合は差押え年月日、その他の手続の場合はその手続に係る事件番号を記載すること。

**第15号様式の2の3** (第8条の3関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

強制換価の場合の県たばこ税の徴収通知書

下記のたばこが強制換価された場合には、地方税法第13条の3第1項の規定により、その代金のうちから、下記の県たばこ税を徴収します。

記

納税者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
強制換価手続に付されているたばこ及び税額	たばこの品目	課税標準数量①	税率②	税額①×②
		本	1,000	円
			1,000	
			1,000	
			1,000	
執行機関名		差押え年月日 又は事件名	年 月 日	

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 この通知書は、地方税法第13条の3第1項の規定に該当する場合において、同条第2項の規定に基づき納税者に対する通知のために使用し、第15号様式の2の2と併せて複写により作成すること。

**第15号様式の3**（第8条の3関係）

第 年 月 日 号

（執行機関名）

様

県税事務所長 印

強制換価の場合の軽油引取税の徴収通知書

貴庁（所・殿）で強制換価手続に付されている下記の軽油については、地方税法第13条の3第1項の規定により、売却代金のうちから下記の軽油引取税を徴収します。

記

特別徴収義務者 納税者		住（居）所 氏 名			
強制換価手続に付されている軽油及び税額	軽油の名称等	性質	数量	税率	税額
				1キロリットルにつき 円	円
執行機関名			差押え年月日 又は事件名	年 月 日	

- 備考 1 この通知書は、地方税法第13条の3第1項の規定に該当する場合において、同条第2項の規定に基づいて執行機関に通知するために使用し、通知先執行機関の差押調書（謄本）又は事件名の異なるものごとに別紙とすること。
- 2 「軽油の名称等」欄には、強制換価手続が行われている軽油の名称、所在等を記載すること。
- 3 「執行機関名」欄には、通知先の執行機関名を記載すること。
- 4 「差押え年月日又は事件名」欄には、強制換価手続が滞納処分（その例による処分を含む。）の場合は差押え年月日、その他の手続の場合はその手続に係る事件番号を記載すること。

**第15号様式の4**（第8条の3関係）

第 年 月 日 号

様

県税事務所長 印

強制換価の場合の軽油引取税の徴収通知書

下記の軽油が強制換価された場合には、地方税法第13条の3第1項の規定により、その代金のうちから、下記の軽油引取税を徴収します。

記

特別徴収義務者 納税者		住（居）所 氏 名			
強制換価手続に付されている軽油及び税額	軽油の名称等	性質	数量	税率	税額
				1キロリットルにつき 円	円
執行機関名			差押え年月日 又は事件名	年 月 日	

- （審査請求及び取消訴訟に関する教示）
- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 備考 この通知書は、地方税法第13条の3第1項の規定に該当する場合において、同条第2項の規定に基づき特別徴収義務者に対する通知のために使用し、第15号様式の3と併せて複写により作成すること。

**第15号様式の5**（第8条の4関係）

第 号  
年 月 日

（質権者又は抵当権者）

様

県税事務所長 印

徴収通知書

地方税法第14条の16第1項の規定により、下記の金額を、あなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。

記

納税者又は特別徴収義務者		住所又は居所（所在地） 氏名（名称）							
滞納金額	課税番号	年度	税目	期別 納期限	税額	加算金	加算金	※延滞金	合計
					円	円	円	法律による金額 (円)	円
滞納処分費	※金額		滞納処分費徴収の主な理由			滞納金額の総計		円	
徴収金額	「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額								
担保財産									

注 1 ※印欄の括弧内の金額は、この徴収通知書を作成した日までのものを概算したものです。  
2 「合計」欄及び「滞納金額の総計」欄の金額は、延滞金及び滞納処分費の概算額を計上している場合は、その金額を含めた合計又は総計の金額です。

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第15号様式の8から別記第15号様式の10までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第16号様式から別記第18号様式の2までを次のように改める。

**第16号様式**（第9条、第10条関係）

徴収の猶予  
換価の猶予 整理簿

納税者等	住（居）所 （所在地）	電話番号（ ）				整理番号
	氏名（名称）					
税目		課税番号	税額	納付（納入）済額	猶予税額	
年度	期別	納期限			円	円
納付（納入）方法						
計画				収入		
区分	猶予する期間 猶予する金額	納付（納入） 期限	税額	その他	計	収入年月日 税額
当初	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ ・ ・	円	円	円	円
	円	・ ・ ・ ・				
変更	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ ・ ・				
	円	・ ・ ・ ・				
担保						
提供年月日、種類、数量、価額、所在地、保証人の住（居）所（所在地）及び氏名（名称）等						
申請書等調査（納税者等への連絡）年月日		・ ・	備考			
補正通知書到達年月日		・ ・				
申請書等再提出年月日		・ ・				
みなし取下げ年月日		・ ・				
みなし取下げ通知書発送年月日		・ ・				
否認年月日		・ ・				
不適用年月日		・ ・				

**第17号様式**（第9条、第10条関係）

年 月 日

様

県税事務所長 印

徴収（換価）の猶予納付（納入）計画変更通知書

年 月 日付けで徴収（換価）の猶予をしました徴収金について、下記のとおり納付（納入）計画を変更しましたので、通知します。

なお、この猶予に係る金額は、それぞれの納付（納入）期限までに分割して納付（納入）してください。

記

納税者	住（居）所 （所在地）							
	氏名（名称）							
分割納付（納入）すべき金額及びその納付（納入）期限	変更前				変更後			
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
猶予期間	年 月 日から			年 月 日まで				
担保財産								
注 次に掲げる場合は、地方税法第 条の の 第 項（同法第 条の の 第 項において準用する場合を含みます。）の規定により、この猶予が取り消されることがありますので、ご注意ください。 (1) あなた（貴社）の財産について強制換価手続が開始されるなど、地方税法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、あなた（貴社）がこの猶予に係る徴収金を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。 (2) この猶予に係る徴収金を、この通知書の「分割納付（納入）すべき金額及びその納付（納入）期限」欄に記載のとおり納付（納入）しないとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。 (3) あなた（貴社）がこの猶予に係る徴収金について提供した担保について、地方税法第16条第3項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。 (4) 新たにこの猶予に係る徴収金以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。 (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予期間の延長が申請され、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。 (6) (1)から(5)まで掲げる場合のほか、あなた（貴社）の財産の状況その他事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。								

第17号様式2 (第9条関係)

年 月 日

様

県税事務所長 印

徴収の猶予(期間の延長)申請みなし取下げ通知書

年 月 日付けで申請のありました徴収の猶予(期間の延長)については、  
年 月 日付け「徴収猶予(の期間延長)申請書及び添付書類に関する補正通知書」により  
求めました徴収猶予(の期間延長)申請書及びその添付書類に関する補正が期限までにされなかつ  
たことから、地方税法第15条の2第8項の規定により、年 月 日付けで申請を取り  
下げたものとみなされましたので、通知します。

なお、下記の徴収金については、直ちに納付(納入)していただくこととなりますので、最寄りの  
納付(納入)の場所へ納付(納入)してください。

記

徴収金の内訳								
税目		課税番号	税額	延滞金額(法律による金額)	加算金額		備考	
年度	期別	納期限			円	円		円
計								
補正がなされなかった事項								

第17号様式3 (第9条関係)

年 月 日

様

県税事務所長 印

徴収の猶予(期間の延長)否認通知書

年 月 日付けで申請のありました徴収の猶予(期間の延長)については、下記の理由により認められませんので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

記

税目		課税番号	税額	延滞金額(法律による金額)	加算金額		備考
年度	期別	納期限			円	円	
計							
申請を認めない理由							

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**第18号様式**（第10条関係）

年 月 日

様

県税事務所長 印

申請による換価の猶予（期間の延長）申請みなし取下げ通知書

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予（期間の延長）については、  
 年 月 日付け「換価の猶予（の期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めました換価の猶予（の期間延長）申請書及びその添付書類に関する補正が期限までにされなかったことから、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項の規定により、  
 年 月 日付けで申請を取り下げたものとみなされましたので、通知します。  
 なお、下記の徴収金については、直ちに納付（納入）していただくこととなりますので、最寄りの納付（納入）の場所へ納付（納入）してください。

記

徴収金の内訳									
税目		課税番号		税額	延滞金額（法律による金額）	加算金額		備考	
年度	期別	納期限				円	円		円
計									
補正がなされなかった事項									

**第18号様式の2**（第10条関係）

年 月 日

様

県税事務所長 印

申請による換価の猶予（期間の延長）否認通知書

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予（期間の延長）については、下記の理由により認められませんので、地方税法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

記

税目		課税番号		税額	延滞金額（法律による金額）	加算金額		備考
年度	期別	納期限				円	円	
計								
申請を認めない理由								

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第19号様式から別記第22号様式の2までを次のように改める。  
**第19号様式から第22号様式まで及び第22号様式の2** 削除  
 別記第22号様式の4から別記第22号様式の6までを次のように改める。

**第22号様式の4**（第12条関係）

第 号  
 年 月 日

様

県税事務所長 印

## 保全担保提供命令書

県税の徴収について必要がありますので、地方税法第16条の3第1項の規定により、下記のとおり担保の提供を命じます。

## 記

担保の内容	担保される県税	年 月 日以後に課される 税 税
	担保される金額	円
担保の種類	次に掲げるもので、上記の金額を担保するに足りるものを提供してください。 なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。 1 国債及び地方債 2 知事が確実と認める社債又は有価証券 3 土地 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機及び建設機械 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、 港湾運送事業財団及び道路交通事業財団 6 知事が確実と認める保証人の保証	
担保の提供期限	年 月 日限り	
備考	担保される金額の算出根拠は、次のとおりです。	

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 第22号様式の5（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 保全担保に係る抵当権設定通知書

先に保全担保提供命令書により命令しました担保の提供がないので、下記のとおりあなたの財産について抵当権を設定しますので、地方税法第16条の3第4項の規定により通知します。

## 記

抵当権の内容	担保される県税	年 月 日以後に課される 税 税	
	担保される金額	円	
抵当権を設定する財産			

備考 この抵当権の設定は、次の場合に限り解除されます。

- 1 県税に係る徴収金が継続して3月以上完納された場合
- 2 抵当権設定の必要がないと県税事務所長が認めた場合

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 第22号様式の6（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 保全差押え金額決定通知書

下記のとおり保全差押え金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。

## 記

保全差押え金額	年度	期（月）別	税目	地方税法第16条の4第1項の規定による決定金額

備考

- 1 この通知書の交付後は、地方税法第16条の4第1項の規定により直ちに財産の差押えを受けます。
- 2 この通知書により財産の差押えがされた場合、その財産の換価については、地方税法第16条の4第8項の制限があります。
- 3 この通知書による保全差押え金額に相当する担保を提供したときは、差押えを解除します。

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



別記第25号様式の2、別記第29号様式の2及び別記第29号様式の3を削り、別記第24号様式から別記第33号様式までを次のように改める。

**第24号様式から第33号様式まで 削除**

別記第34号様式の2中「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）  
送付先：四国銀行事務統括部集中センター」を削る。

別記第36号様式を次のように改める。

**第36号様式 削除**

別記第36号様式の2及び別記第36号様式の3を削る。

別記第38号様式を次のように改める。

**第38号様式 削除**

別記第42号様式の2を削る。

別記第46号様式及び別記第46号様式の2中「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」を削る。

別記第50号様式及び別記第51号様式を次のように改める。

**第50号様式**（第34条関係）

年 月 日

高知県知事 様

法人県民税課税免除承認申請書

高知県税条例第33条の規定により、法人県民税の課税免除の承認を受けたいので、関係書類を添え、次のとおり申請します。

所在地												
法人名	⑧											
法人番号												
代表者（管理人）												
主たる事務所又は事業所の所在地												
従たる事務所又は事業所の所在地												
設立年月日	年 月 日											
事業年度	年 月 日から			年 月 日まで								
資本金等の額		出資者数		従業員数								
経費支弁の方法												
事業損益の処理方法												
事業の概要												
課税免除の承認を受けようとする事由												
添付書類	規約又は定款及び収支計算書											

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

## 第51号様式（第34条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印

## 法人県民税の課税免除決定通知書

年 月 日付で課税免除承認申請のありました法人県民税については、

下記の事由により承認しましたので通知します。  
承認できません

## 記

事由	

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第51号様式の4及び別記第51号様式の5中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日以内に」を「3月以内に」に、「第4条の規定により、高知県知事に異議申立て」を「の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）」を削り、「6箇月以内に、」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を削り、「異議申立てをした」を「審査請求をした」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6月以内に提起する」に改める。

別記第52号様式及び別記第52号様式の2を次のように改める。

**第52号様式**（第34条の7、第41条の2関係）

第 号  
年 月 日

知事 様

高知県知事 印

県民税  
法人事業税 申告書提出期限延長等通知書

地方税法第53条第40項又は地方税法施行令第24条の3第6項（同令第24条の4第6項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項及び第24条の5において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

名称											
法人番号											
主たる事務所等の所在地	高知県										
延長等の内容	県民税	年 月 日から	の事業年度分から							月間延長	月間延長に変更 取消し・取りやめ
		年 月 日まで									
	事業税	年 月 日から	の事業年度分から							月間延長	月間延長に変更 取消し・取りやめ
年 月 日まで											
		年 月 日から	の事業年度分を							年 月 日まで延長	
決算が確定しない理由	1 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由のため (1) 地方税法第72条の25第3項該当 (2) 地方税法第72条の25第5項該当 2 災害その他やむを得ない理由のため (1) 地方税法第72条の25第2項又は第4項該当 (2) 地方税法第72条の25第6項又は第7項該当 (3) 地方税法第72条の25第14項該当										
従たる事務所等の所在地	関係都道府県名	所在地									

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

**第52号様式の2**（第34条の7関係）

第 号  
年 月 日

市  
町長 様  
村

県税事務所長 印

法人税確定申告書提出期限延長処分等通知書

地方税法第53条第41項の規定により、次のとおり通知します。

事務所等の所在地	事業年度	申告期限の延長、延長期間の変更、延長の取消し等の区分	延長又は延長期間の変更に係る月数
名称			
法人番号			
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

別記第53号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第54号様式から別記第56号様式までを次のように改める。  
**第54号様式** 削除

**第55号様式**（第35条、第43条関係）

第 号  
 年 月 日

知事 様

高知県知事 印

県民税に係る分割基準修正等請求書  
 法人事業税

貴管内に主たる事務所等を有する次の法人について、地方税法第58条第4項又は第72条の48の2第6項の規定により県民税・事業税に係る分割基準の修正等を請求します。

主たる事務所等の所在地	事業年度	従たる事務所等				分割基準の修正等があると認める理由
		所在地	分割基準			
名称	法人番号		区分	既分割数	当県算定	
			従業者数			
		設置年月日	事務所等固定資産			
			従業者数			
		設置年月日	事務所等固定資産			
			従業者数			
		設置年月日	事務所等固定資産			
備考						

- 注 1 県民税及び事業税で異なる場合は、上段に県民税、下段に事業税に係るものを示しています。
- 2 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

## 第56号様式 削除

別記第57号様式の2及び別記第58号様式を次のように改める。

## 第57号様式の2（第37条関係）

第 年 月 日

様

県税事務所長 印

## 個人事業税の分割課税標準額等の決定通知書

地方税法第72条の54第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

主たる事務所又は 事業所の所在地		氏名	
年度	事業を 行った期 間	年 月 日から	年 月 日まで
事業の 種類	第 種事業（ ）	(青・白) (所得税・所得税 課税者・失格者)	
課税標 準の総 額の計 算	所得金額	円	備考
	控除額		
	事業主控除額		
	課税所得金額		
分割明細			
関係都道府県	従たる事務所又は事業所の所在地	分割基準	分割課税標準額
高知県			千円
合計			

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 第58号様式 削除

別記第61号様式の3を次のように改める。

## 第61号様式の3（第41条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 個人事業税の減免決定通知書

年 月 日付けで減免申請のありました個人事業税については、下記のとおり決定したので通知します。

記

課税番号	年度	年度	
期別	定期・随時	税目	個人事業税
区分	決定額	既決定額	減免額
所得金額	円	円	円
控除額			
事業主控除額			
課税所得金額			
税額	年税額		
	1期		
	2期		
決定理由			

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第62号様式及び別記第62号様式の2中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。  
別記第62号様式の3を次のように改める。

**第62号様式の3**（第41条の3関係）

年 月 日

県税事務所長 様

法人事業税徴収猶予申請書

高知県税条例第59条の2第1項又は第6項の規定により、徴収猶予をしてくださるよう次のとおり申請します。

申請者	所在地					
	名称		法人番号			
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告区分				
徴収猶予申請期間	申告税額 (円)	申告と同時に納付する税額 (円)	徴収猶予を申請する税額 (円)			
年 月 日から 年 月 日まで						
徴収猶予申請税額の納付の方法						
回数	納付期日	納付金額 (円)	回数	納付期日	納付金額 (円)	
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
申請理由	高知県税条例第59条の2第 項第 号該当 (具体的に詳しく)					

注 1年以上も納付がないようなことを避けるため、計画を立て分割して納付するようにしてください。担保が必要な場合は、担保提供書（高知県税規則別記第22号様式の3）を提出してください。

別記第62号様式の5を次のように改める。

**第62号様式の5**（第41条の3関係）

年 月 日

県税事務所長 様

法人事業税徴収猶予申請書

高知県税条例第59条の2第5項の規定により、徴収猶予の期間延長をしてくださるよう次のとおり申請します。

申請者	所在地					
	名称		法人番号			
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告区分				
徴収猶予延長申請期間	徴収猶予額（円）	現在までに納付した税額（円）	延長を申請する税額（円）			
年 月 日から 年 月 日まで						
徴収猶予期間延長申請税額の納付の状況						
回数	納付期日	納付金額（円）	回数	納付期日	納付金額（円）	
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
	・ ・			・ ・		
申請理由						



別記第62号様式の6から別記第62号様式の8までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第63号様式を次のように改める。

**第63号様式**（第42条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印  
(県税事務所長)

法人税課税標準所得金額 <sup>更正</sup> 請求書  
決定

地方税法第72条の40第1項の規定により、次のとおり法人税の課税標準である所得金額の更正・決定を請求します。

名称	
法人番号	
事務所等の所在地	
事業種目	
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
申告区分	中間 確定 修正
処理区分	申告是認 更正 決定
法人税の課税標準である所得金額	
当県が算定した所得金額	
請求事由	

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

別記第64号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。  
別記第65号様式及び別記第66号様式を次のように改める。

## 第65号様式（第43条関係）

第 号  
年 月 日

知事 様

高知県知事 印

法人事業税に係る課税標準額総額更正請求書  
決定

地方税法第72条の48の2第2項の規定により、次のとおり課税標準額の総額の更正・決定を請求します。

名称				主たる事務所等の所在地	
法人番号					
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		当県内の事務所等の所在地		
申告区分	確定・修正		申告更正等年月日等	年 月 日 確定・修正・更正・決定・再更正	
処理区分	申是・修是・再修是・更正・決定・再更正		税務官署処理年月日等	年 月 日 是認・更正・決定・再更正	
区分		更正又は決定請求後（千円）		更正前（千円）	
事業税の課税標準額の総額	所得金額	年400万円以下の金額			
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額			
		年800万円を超える金額			
		計			
		軽減税率不適用のもの			
	付加価値額				
	資本金等の額				
	収入金額				
貴通知書の日付及び番号		年 月 日		第 号	
請求事由					

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、「資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額」と読み替えてください。

**第66号様式**（第43条関係）

知事 様

第 号  
年 月 日  
高知県知事 印

法人事業税更正請求事前届出済通知書  
地方税法施行規則第6条の4第3項の規定により、次のとおり通知します。

名称					主たる事務所等の所在地	高知県
法人番号						
更正の対象となる事業年度	年	月	日から	事業税の課税標準額の総額		千円
	年	月	日まで			
分割基準について誤りを生じた事情の詳細						
関係都道府県名	事務所等の所在地	請求の前後の別	分割基準	課税標準額		
				年400万円以下	年400万円超800万円以下	年800万円超又は比例税率
		請求前		千円	千円	千円
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
合計		請求前				
		請求後				

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

別記第68号様式中

「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に異議申立てをすることができます。」

を

「（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。」

に、「上記1の異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「当該異議申立てに対する決定」を「その裁決」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「3箇月」を「3月」に、「決定がない」を「裁決がない」に、「その他決定」を「その他裁決」に改める。

別記第69号様式の4を削る。

別記第74号様式を次のように改める。

**第74号様式 削除**

別記第77号様式及び別記第78号様式を次のように改める。

**第77号様式及び第78号様式 削除**

別記第79号様式の4中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第79号様式の8及び別記第79号様式の9を次のように改める。

## 第79号様式の8（第51条の4関係）

第 号  
年 月 日

申請者

様

県税事務所長 印

## 県たばこ税納期限延長通知書

年 月 日付けで申請のありました納期限の延長については、下記のとおり延長しますので、納期限までに相違なく納付してください。

## 記

納期限延長申請額	年 月分	円
納期限延長承認額		円
延長後の納期限	年 月 日	
参考事項		

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 第79号様式の9（第51条の4関係）

第 号  
年 月 日

申請者

様

県税事務所長 印

## 県たばこ税納期限延長否認通知書

年 月 日付けで申請のありました納期限の延長については、下記の理由により延長を認めることができませんので通知します。

## 記

納期限延長申請額	円
延長申請納期限	年 月 日
否認理由	
備考	

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第79号様式の10及び別記第80号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。  
別記第82号様式を次のように改める。

## 第82号様式（第55条関係）

年 月 日

様

県税事務所長 印

ゴルフ場利用税に係る等級決定変更通知書

高知県税条例第96条第3項の規定によりゴルフ場利用税に係る等級を次のとおり決定しましたので通知します。

登録番号 No.	施設の所在地	市 郡	町 村	番地
	施設の名称			
区分	新規決定又は変更後	変更前		
等級	級	級		
税率	利用者1人当たりの日額 円	円		
等級適用の始期	年 月 日から			
備考				

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができません。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第99号様式、別記第100号様式、別記第102号様式及び別記第105号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第107号様式及び別記第109号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日以内に」を「3月以内に」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）」を削り、「おって」を「なお」に、「6箇月以内に、」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）」を削り、「決定」を「裁決」に、「6箇月以内に提起」を「6月以内に提起」に改める。

別記第113号様式を次のように改める。

**第113号様式 削除**

別記第117号様式を次のように改める。

**第117号様式 削除**

別記第118号様式の5中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日以内に」を「3月以内に」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）」を削り、「おって」を「なお」に、「6箇月以内に、」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）」を削り、「決定」を「裁決」に、「6箇月以内に提起」を「6月以内に提起」に改める。

別記第118号様式の9を次のように改める。

**第118号様式の9 削除**

別記第118号様式の10、別記第118号様式の12及び別記第118号様式の13中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当

該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第119号様式の2及び別記第119号様式の2の2を次のように改める。

**第119号様式の2**（第73条関係）

様

第 年 月 日  
号 日

県税事務所長 印

自動車税の課税免除決定通知書

年 月 日付で課税免除の申請のありました自動車税については、次のとおり決定しました。

記

自動車の登録番号		種類及び用途	
車名及び年式		排気量又は積載量	
車台番号		主たる定置場	
決定事項			
決定理由			
課税免除する年度		免除税額	

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

**第119号様式の2の2**（第73条関係）

様

県税事務所長 印

自動車税の課税免除決定通知書

年 月 日付で課税免除の申請のあった自動車税については、次のとおり決定しました。

課税免除する年度	免除台数の計	免除税額の総額	免除自動車の内訳	決定理由
				高知県条例第 条第 項第 号に該当

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第120号様式を次のように改める。

**第120号様式 削除**

別記第122号様式及び別記第122号様式の3中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「第4条の規定により、高知県知事に」を「の規定に基づき、高知県知事に対して」に改め、「上記1の」を削り、「当該審査請求に対する」を「その」に、「6箇月以内に」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に、「次の(1)」を「(1)」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第123号様式の3を削る。

別記第125号様式から別記第127号様式までを次のように改める。

**第125号様式から第127号様式まで 削除**

別記第147号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日以内に」を「3月以内に」に、「第4条の規定により、高知県知事に異議申立て」を「の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）」を削り、「6箇月以内に、」を「6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、」に、「代表する者は」を「代表する者は、」に改め、「（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を削り、「異議申立てをした」を「審査請求をした」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6月以内に提起する」に改める。

別記第165号様式の1の2を削り、別記第165号様式の1を別記第165号様式とする。

別記第165号様式の2及び別記第167号様式を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第16号様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。